

労働基準広報 2015 No.1841

2015 No.1841

1/1・11

CONTENTS

新春対談 どうなる今年の労働基準行政 ————— 1

労働時間法制の見直しに関し 年初頭にも建議とりまとめを

～ 岡崎淳一 厚生労働省労働基準局長 & 労働評論家・飯田康夫氏 ～

厚生労働省労働基準局長の岡崎淳一氏と、本誌「労働スクランブル」の執筆者で労働評論家の飯田康夫氏が、平成27年の労働基準行政について新春対談を行った。安倍政権の『日本再興戦略』改訂2014の「働き方改革」を受けて、現在、労働政策審議会において、裁量労働制の新たな枠組みの創設やフレックスタイム制の見直し、時間ではなく成果で評価される制度の創設など、労働時間法制の見直しが議論されている。対談の中で、岡崎氏は、今年出来るだけ早い時期に建議のとりまとめを頂き、今年の通常国会に改正法案を提出したいとの考えを明らかにした。

● 新春企業訪問 ————— 12
〈正社員の多様な働き方を支える制度〉
勤務地限定や短時間勤務制度が
優秀な人材の確保と定着につながる
① 株式会社ファンケル ② 株式会社リコー
(編集部)

● 新春特別鼎談 ————— 30
～ 障害者雇用を“俯瞰”する ～
障害者の雇用者数が増加する中で
目指すは障害者雇用が当たり前の社会
・松永久氏 (厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課調査官)
・長澤京子氏 (独立行政法人国立がん研究センター東病院 ジョブコーチリーダー・障害者職業生活相談員)
・須藤シンジ氏 (有限会社フジヤマストア、ネクスタイド・エヴォリューション代表取締役社長、NPO法人ピープルデザイン研究所代表理事)

● 労働局ジャーナル
〔島根労働局〕 ————— 62
〔茨城労働局 栃木労働局 群馬労働局 埼玉労働局〕 — 63

● 企業税務講座 ————— 45
第49回 通勤手当の非課税限度額の引上げ
平成26年4月1日以後に
支払われる通勤手当に適用
(弁護士・橋森正樹)

● 弁護士 & 元監督官がズバリ解決！
～労働問題の「今」～ ————— 50
〈第5回〉事業場外みなし労働時間制②
端末機により労働時間把握できるとして
遡及是正額約5億円を支払わせた事案も
(弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子)

● 企業事例連載 「ポジティブ・オフ」で企業価値の向上を⑩～アサヒビール株式会社～(国土交通省観光庁) — 64 ● 連載 労働スクランブル⑩ (労働評論家・飯田康夫) — 66 ● NEWS — 68 ● 労務資料 平成26年就労条件総合調査結果①～労働時間制度～ — 75 ● わたしの監督雑感 秋田・横手労働基準監督署長 金谷繁夫 — 86 ● 編集室 — 88

労務相談室

回答者

休業・休職 [出産予定日6週間前から年休を取得] 産休取得とどちらが得か ————— 80 特定社労士・飯野正明
解雇・退職 [業務上災害で休業中の者が行方不明] 退職扱いとしてよいか ————— 82 弁護士・荻谷聡史
労働基準法 [離れた駐車場にある社用車で通勤させる] 労働時間になるか ————— 84 弁護士・加藤彩

新年特別合併号

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>